

# 堺の繁栄よりみた近世初期染織の成因について

佐藤 泰子\*

## Formation of Textile Designs in Early Modern Ages through Prosperity in Sakai City

Yasuko Sato

### I 緒 言

貞享五（1688）年、井原西鶴は『日本永代蔵』  
巻六に

泉州堺に小刀屋とて長崎商人有。此津は長者  
のかくれ里根のしれぬ大金持其数をしらず殊  
更名物の諸道具から物唐織先祖より五代この  
かた買置して内蔵におさめ置人も有……分  
限になるはじめは其比唐船かすかず入て糸綿  
下直になりて上々吉の緋りんず一巻八匁五分  
づにあたり。』<sup>1)</sup>

と、船載染織品を扱う堺の商人のようすを記し  
ている。

元禄（1688—1704）前後の人々、特に分限者  
の心が一齐に美服に駆立てられたことは、当代  
隆盛を極めはじめた小袖雛形本の刊行によっ  
ても明らかである。この背景には、明暦三（1657）  
年の江戸大火以後、権力を越えて経済力に裏付  
けられた人々の志向が在り、と同時に、それを  
充足させる生産流通の状況が指摘される。

そこで、後者、すなわち様々に描写される生  
活や風俗志向と常に相関関係にある生産流通面  
を通じて、近世初期染織の状況を考察すること  
を目的として、本稿は先ず、その成因を、泉州  
堺との関係にまで遡って求めることとした。な  
ぜならば、その地は、文頭の西鶴引用文にも示

すとおりに、当時の繁華都市、江戸・大阪・京都  
に先行して、自治の形成と富の蓄積を達成させ、  
しかも織豊政権の確立の世状と相俟って、京坂  
の発展に少なからず関与した地であったからで  
ある。すなわち、ここに、堺の繁栄振りと染織  
に於ける重要性を確認し、その伝播を通じて、  
近世初期染織界の必然性を通観してみようとす  
るものである。

### II 堺の繁栄

文字通り、摂津・和泉・河内三国の国境<sup>くにざかい</sup>に位  
置する海村堺は、平安時代塩湯浴<sup>しおゆあみ</sup>の地として知  
られ、熊野参詣の交通路としても賑いを見せた。  
が、元来は、海神を祭る住吉大社の神領であり、  
良港に漁村を成し、漁人は南都春日社に魚貝を  
献上し、その保護を受けて大和地方での生魚販  
売に従事した。また、瀬戸内海航路の東端にあっ  
て、しだいに商船の往来も活発化し、十四・五  
世紀、権力の乱立期に、公武社寺の注目するこ  
ろとなった。<sup>2)</sup>

これを機に、海運交易による躍進は一層目覚  
しく、さらに中世後期までわが国に存在するこ  
とのなかった豪商の輩出や新興都市の確立な  
ど、堺の繁栄を決定づけた要因を、遣明船の発  
着並びに、南蛮交易への進出による結果と見做  
して、その状況を以下のように叙述する。

\* 本学助教授 日本服装史

## 1 遣明船の入港と商人の活躍

應仁丁亥ノ歳。天下大二動乱シ。ソレヨリ永ク五畿七道悉ク乱ル。(『応仁記』巻第一)<sup>3)</sup>と、細川勝元、山名宗全を陣頭に東西二分して勃発した応仁の乱(応仁元—文明九 1467—77)に先駆けて、寛正五(1464)年七月に出帆した遣明船は、明の宣徳元(1426)年の要約により三隻、すなわち一号船公方船、二号船細川船、三号船大内船から編成されていた。船団は、文明元(1469)年帰国の途に赴いたが、通例の帰航地兵庫港は西軍大内氏の手中にあったことから、公方船および細川船は九州南端から土佐を経て堺入港の止むなきに及んだ。これ以来、遣明船の発着地は堺に移され<sup>4)</sup>、日明貿易は、これを契機に堺商人に委ねられたのである。武人の場合、貿易によって得られる高収益が軍用資金の調達を目的としたものであったことは否めない。よって、堺商人にその権利を譲渡した。しかし堺の商人は、結果的には、この機に乗じて着実に、海外交易に必要な進取の気質を培い、体験を積んで、しだいに商才を発揮していったことであろう。明応二(1492)年、堺を出帆した遣明船は、同五(1496)年、帰路に就いた。奈良興福寺子院の大乗院、大僧正尋尊の日記『大乗院寺社雑事記』の同年四月二十八日の条には、この時の交易を記して

唐船三艘当年可帰朝也、各和泉堺地下人一万貫雑物積之、三倍四倍二可、(読点誤植)成之間、三艘ハ数万貫足也<sup>5)</sup>

すなわち、舶載品は国内では三、四倍の高値になるとあり、よって、京都相国寺鹿苑院主、景徐周麟の日記『日渉記』同八(1499)年八月六日の記事には

今商人所請切之者一艘三千貫也。慈照相公渡之之時……堺(堺)之人所請切者一艘四千貫也。然間八千貫獻之。三號船一號船也。二號船者内裏之船也。…一艘四千貫者難辨之。三千貫可也耶。…今則堺(堺)之商人請口之故。一艘[ ]貫未渡己前所定也。是亦抽分錢也。<sup>6)</sup>

と、彼らは、容易に他国の商人を圧倒させる程

の巨額な抽分錢、すなわち請負金を積んで、大海を渡り、異国との交易に挑んでいた。そして時には、同書同日の条に

界(堺)之商人不言父子之間。互争利以誑之。<sup>7)</sup>と、利益のためならば親子の争いも辞さないと言え記されている。

交易は当然国内でも活発で、『大乗院寺社雑事記』文明十一(1479)年三月二十一日の条には家門造営用下山才(材)木、自土佐御所和泉堺二被付之云々、御注文分、

一丈三尺柱	三十本	四六云々、
八尺柱	二十本	上居シキキ用云々、
ケタ	十本	四ヒロ、
ヌキ	五十本	二間木、
板	五十枚	三ヒロ、

以上百十本 板五十枚

文明十一年正月十八日<sup>8)</sup>

とあり、同書同十五(1483)年十二月二十四日の条にも、

堺より樽(材)八束到来、先日八束到来、昨日鷺浜板八百枚到来<sup>9)</sup>

とあって、奈良の大寺院と結んで土佐の材木の仲介を業としていたことも知られる。

稼業の盛況は生活面にも顕れ、前掲同書、文正元(1466)年六月十四日の条に

左衛門次郎参ス、長谷寺登廊上茸沙汰、放(施カ)主堺商人云々、自二(仁)王堂次第二致其沙汰旨、三間分目沙汰立云々、於材木音大略到来云々<sup>10)</sup>

また、堺、海會寺の僧正、季弘大叔(別号蔗軒)の筆録『蔗軒日録』の文明十八(1486)年七月十三日の条に、明から帰朝した薬屋五郎次郎よりの唐物到来品を記して

北絹一端色黄・大茶碗皿二十個<sup>11)</sup>

などと、有力寺院への寄進の習慣や、あるいは京都相国寺鹿苑院内の僧の筆録『蔭涼軒日録』延徳二(1490)年三月十日の条に

池長新兵衛尉宅有=一亭-登之則千里萬里景在=一目間-。天下快也云々。<sup>12)</sup>

と記される程の大邸宅に資力を投じ得たことから、その規模の大きさが窺い知られる。

さらに注目すべき点は、もはや揺るぎない経済力とそこから生じる主体性とによって、治安のための自主組織を結成し、町づくりに努めたことである。『蕉軒日録』文明十六（1484）年八月一日の条に

一総社三村祠祭礼、余（會）合衆内、カスエ（三宅主計）・イツミ屋（和泉屋道栄）二人司其頭……<sup>13)</sup>

と見える文中、<sup>えごうしゅう</sup>會合衆と称する町人代表による組織がそれで、記載の祭礼運営のほか、同書同十七（1485）年八月十五日の条には

會合十人至、告日、泉將乱、告之康氏（菅田正康）、止足卒之暴可也、余乃領焉……<sup>14)</sup>

と、十人の會合衆が、堺海會寺の高僧蕉軒に申し出て、畠山義就の部將菅田正康に乱の鎮定を求めている。また『細川両家記』享禄五（1532）年三月三日の記載には

堺大小路木戸共さして双方通ひなかりけり<sup>15)</sup>と、乱世、外襲に備えて町内の要所々に木戸を築いていたことが知られる。

時代の推移とともに、海外交易の相手国は、明ばかりでなく高麗や琉球にも及び、また、『蕉軒日録』文明十七（1485）年九月二十四日の記事には

話及南蛮之風俗、南蛮富者為多、黄金車一兩二兩蔵者多<sup>16)</sup>

と、彼らは既に遠く南蛮にまで話題を馳せている。このように堺市中では、西欧人渡来以前の十五世紀末、早くも南蛮文化に関心が注がれ、次代進行する初期商業資本社会体制の受入れに向けて、新しいタイプの商業都市が構築されていったのである。

## 2 南蛮人来航のころ

### 1) 南蛮人の見た堺の様相

天文十二（1543）年、ポルトガル人の種子島漂着以来、西欧人の来航目的は、通商とキリスト教の布教にあった。宣教師たちは、我国に在留し、各地を巡察して、その報告書を中国・印度・西欧の耶穌会士に送った。その書翰に見る商都堺の様相や印象を、以下のように抜粋し列

記する。

#### ① 永禄四（1561）年ガスパル・ビレラの書翰

堺の町は甚だ廣大にして大なる商人多数あり。此町はベニス市の如く執政官に依りて治めらる。<sup>17)</sup>

#### ② 永禄五（1562）年ガスパル・ビレラの書翰

堺の人は土地富裕なるが故に大に名誉を重ずる。<sup>18)</sup>

#### ③ 永禄五（1562）年ガスパル・ビレラの書翰

日本全国當堺の町より安全なる所なく、他の諸国に於て動乱あるも、此町には嘗て無く、敗者も勝者も、此町に来住すれば皆平和に生活し、諸人相和し、他人に害を加ふる者なし。市街に於ては嘗て紛擾起ることなく、敵味方の差別なく皆大なる愛情と禮儀を以て應對せり。市街には悉く門<sup>〇</sup>戸ありて番人を附し、紛擾あれば直に之を閉づることも一の理由なるべし……町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、又他の側は深き堀を以て圍まれ、常に水充滿せり。<sup>19)</sup>

#### ④ 永禄五（1562）年ルイス・フロイスの報告

みやこ以外には、日本のヴェネチヤである堺の町以上に重要な所はないと思われた。すなわち、この町は大きく、裕福であり、商業が盛んであるだけでなく、絶えず方々から人びとが寄り集まる諸国相互の市場のような所であった。<sup>20)</sup>

#### ⑤ 永禄五（1562）年ルイス・フロイスの報告

その町（堺）の住民の自尊心が強く、思いあがりが大きく、彼等はその欲望、暴利、歓楽生活、娯楽にほしいままに耽っており、……真理をうけいれない者が多かつた。<sup>21)</sup>

#### ⑥ 永禄五（1562）年ルイス・フロイスの報告

みやこと堺とでは、どの市街にも二つの門があるのが習いで、夜はこれを閉じた。<sup>22)</sup>

- ⑦ 永禄七（1564）年ガスパル・ビレラの書翰  
堺と稱する大きく且富裕なる町に赴きたり。同所に於ては日本国中最も開けたる都に…。<sup>23)</sup>
- ⑧ 永禄七（1564）年ガスパル・ビレラの書翰  
富堺の地は繁昌し又堅固にして、日本国中戦争あるも、此地に来れば相敵する者も友人の如く談話往来し、此地に於て戦ふことを得ず。是故に堺は破壊せらるることなく富裕なり……堺の人は傲慢なるが故に神の詞の収獲大ならず。<sup>24)</sup>
- ⑨ 永禄八（1565）年ガスパル・ビレラの書翰  
堺の町は甚だ富裕にしてベニスに似たる地……此地の人は思慮あり、又賢明なるが故に……。<sup>25)</sup>
- ⑩ 永禄八（1565）年ルイス・フロイスの報告  
堺の人びとは金持ちで、それゆえ、来客用の第宅をたくさんもっている。<sup>26)</sup>
- ⑪ 元亀二（1571）年ガスパル・ビレラの書翰  
堺は人口多き富裕なる市にして、海の良き港なるが、百を超えたる多数の宏壮なる僧院あり……此市の人は富み且怠惰なるに依り毎日僧院を訪問し、宴会遊興及び之に類する肉體の娛樂に時を消すが故に此等の僧院は好く整備せり……僧院及び住宅は多くの金銭を所有す。<sup>27)</sup>
- ⑫ 天正九（1581）年ガスパル・クエリヨの年報  
この市（堺）は日本全国で最も富み、また土地広くして多数の富裕なる商人が住み、且自由市で大なる特権と自由を有し、共和国の如き政治を行ってゐるので有名である。他の諸市及び城が激しい戦争最中である時、堺の市は甚だ平和に過してゐる。<sup>28)</sup>

すなわち、当時の堺を概観するならば、旧都

に近く、良港をなす（③・⑪）という地の利点と、時運によって、巨額の富が蓄積され（②・④・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫）、広大な市街地に（①・⑫）、富裕商人を中心として人口が増大し（①・⑪・⑫）、活発化する自由都市に（⑫）、彼らは都市計画を企て、堀や門を築き（③・⑥）、自らの安全と平和を求めて友好的な生活を送っていた（③・⑧・⑫）。海と堀とによって溢れる程の水を湛えた快活な商都の有様は、環境・性格共に、都市貴族による共和制を採っていたイタリアのヴェネツィア<sup>29)</sup>のようであると、繰り返し報告されている（①・④・⑨）。そして、ポルトガルの通事、ジョアン・ロドリゲスの『日本教会史』が後年、「この都市（堺）は、昔はたがい相争う内乱状態を続けている日本から〔切り離された〕<sup>レブ・フリカ</sup>国家の様式で治められていた<sup>30)</sup>」と記すように、武将間の抗争の渦中にありながら、時世に平伏することなく中立を保って、時に、名誉や自尊心を重視する余り、傲慢とさえ見られながら（②・⑤・⑧）も、そこに商業発展の要因を完備させていったのである。中世後期の商人たちに、平和が都市の繁栄に不可欠であることを自覚させ、それに対応する力を与えたものは何であったのだろうか。ここに、近世初期町衆のエネルギーの原点を見い出せないだろうか。

## 2) 信長・秀吉と町衆の力

前述の池長新兵衛宅、聚遠亭<sup>31)</sup>に匹敵する豪邸は、豪商の成長と共に商都を埋めていったであろう。永禄八（1565）年のルイス・フロイス報告には、

堺の身分高い名望家日比屋了慶は……ばあでれたちを、母屋とは離れて、しかしその屋敷囲いの中で、たいそう立派な新しい家に泊らせた。堺の人びとは金持ちで、それゆえ、来客用の第宅をたくさんもっているからである。……彼の妻と、息子や娘たち……その風采、教養、行儀などから見ると、彼等は王侯の子供たちようであった。<sup>32)</sup>

と記されている。このような余裕ある暮らし振り

には、時代の遊芸すなわち茶の湯・能楽・連歌などの貴族文化の浸透も不思議ではない。同十(1567)年十月のことを記して、『細川両家記』に

堺南北へも二万貫矢銭被<sub>レ</sub>相懸<sub>レ</sub>候處不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>承引<sub>レ</sub>。<sup>33)</sup>

とあるように、堺の町衆は、信長の課した二万貫の矢銭(軍用金)に抵抗したが、中には著名な茶人今井宗久のように、自ら信長に接近した富豪も在った。『信長公記』巻一、永禄十一(1568)年十月二日の条を見ると、

今井宗久は又隠れなき名物松嶋ノ壺、并に紹鷗茄子進献<sup>34)</sup>

と、大名物の茶壺や茶入れを贈っている。一方信長も、同書巻三、元亀元(1570)年の記事に去程に天下隠れなき名物堺にこれある道具の事……(品目略)……違儀なく進上。則、代物金銀を以て仰付けられ候キ。<sup>35)</sup>

と、堺に在る豊かな財宝を認めている。同書巻八、天正三(1575)年十月二十八日の条に、

京・堺の数寄仕候者十七人召寄せられ、妙覚寺にて御茶下され候……茶道(茶頭)は宗易、各<sup>おの</sup>生前の思出、忝き題目なり。<sup>36)</sup>

とある信長の茶会に招待された堺衆代表は、千宗易のほかに、津田宗及・今井宗久・山上宗二等の面々であったであろうか。

天正四(1576)年、京都・奈良・堺の大工・諸職人が召寄せられた信長の安土築城<sup>37)</sup>後、天正十一(1583)年、秀吉が築いた大阪城について、ルイス・フロイスは、

信長がその偉大なことを示すため安土に起こした建築の比に非ず……殊に重なる塔は金色及び青色の飾を施し、遠方より見え、一層壯嚴の観を呈してゐる<sup>38)</sup>

と記している。先に、『信長公記』の筆者、太田牛一が、

大坂は凡そ日本一の境地なり……西は滄海漫々として、日本の地は申すに及ばず、唐土・高麗・南蛮の舟海上に出入、五畿七道集りて売買利潤富貴の湊なり<sup>39)</sup>

と著したとおり、前出フロイス書翰には、

大阪の地には物を運搬せしむることに力を尽す故、何物も十分で、堺(全日本の市場である)において発見する能はざる物も、大阪においては容易に得られる<sup>40)</sup>

と、堺に替る大坂の繁栄を暗示させるものがある。

とはいえ、

泉州堺津菜屋助右衛門と云し町人、小琉球呂尊へ去年の夏相渡<sup>文藝</sup>七月廿日帰朝せしか……壺五十懸<sub>レ</sub>御目<sub>レ</sub>しかハ、事外御機嫌にて、西之丸の廣間に並へつゝ……上中下段々に代を付させられ……所望之面たれたれによらず執候へ……三つ残りしを取て帰り待らんと……申ければ、吉公其旨聞旨……助右衛門五六日之内に徳人と成にけり<sup>41)</sup>

と、『太閤記』巻十六にみるように、南蛮貿易商の豪快さは相変らずで、天文十五(1587)年に秀吉が主催した北野の大茶会ほか、織豊時代、堺町衆の参加する遊芸についての記載は、処々散見されるが詳述を避ける。但し、付記すべきことは、漸次、堺後退といえども、後述の慶長九(1604)年に始まる絹糸輸入に関する貿易統制(糸割符制)は、京都・長崎百丸に対し堺に百二十丸を認めたことで、これは堺商人の商才の根強さを物語るものと解される。

### III 染織の動向

堺の歴史は染織にも顕著である。そこで、堺の染織と近世初期染織への動向を以下のように記載する。

#### 1 堺の染織

明徳二(1392)年、反幕の立場から挙兵した山名氏清を倒伐して功を成した大内義弘は、翌三(1393)年、和泉紀伊両国を拝領した(明徳の乱)。<sup>42)</sup>これ以後、大内氏の本拠地山口から織工が移されたともいわれ、また山口との関係は明示せず、元中年間(1384—92)織工和泉の堺に機場を開き、盛んに絹帛を織ったとも記されている。<sup>44)</sup>山口の織工とは、『陰徳太平記』巻第

十九によると、正平年間(1346—69)、大内弘世が山口のすべてに京風化を求めて

町一町に京童六人宛、喚下して置かれ、諸芸の堪能、諸職人の名人、縫物、組物、織染、彫刻の類迄、其家々を呼下さる<sup>45)</sup>

とあることから、京都の高尚な技術を習得していた者たちと推察される。しかしこれだけで、堺に於ける高級染織の創設を熟知することは不可能である。が、その水準は、しだいに近郊の織工たちが注目するところに至ったであろう。これを語ることとして、『大乘院寺社雑事記』文明七(1475)年八月十四日の条に、六日に興った堺周辺の風水害を記して

去六日京都大風……和泉堺高塩打入在家数千間・船数百艘人民数百人被引大流、無跡形失了、乃数百歳不聞先例、希有事也云々、無為之民屋、才(財)宝悉以損了、浜在家ハ大略京都没落人大舎人織手師・法花宗僧共也云々、不便々々<sup>46)</sup>

とある。よって、京都が戦火に包まれた応仁の乱の頃、大舎人の織手師が移住していたことを知るからである。このことは、『山科家禮記』文明十三(1481)年十一月九日の条にも

おりてのいのうへ新さへもん、まてのこうちとのゝ御公事を御綾織手かくへき之由候也、其在所、

一人 あやのこうちまち、むろまちとの間、きたのつらなか、

一人 四條のはうもんまち にしのつら、ふかみ、

一人 五條のはうもん、にしのとういん、ひんかしのつら、つるたニ、

一人 五てうのはうもんまち、ひんかしのつら、このかうへ、

以上四人、此外一らんいぜん八十人、人々ハミニさかいへくたり候、のほり候ハ、かさねて申上候へく候<sup>47)</sup>

とあることから明らかであろう。すなわち、萬里小路家の公事を託された綾織手について、四人の在所を記し、乱世以前は十人を数えたが、人々は皆、堺に避難したので、帰洛の折は改め

て報告する、と記しているのである。

次に、堺機業の発達のためには、日明交易がもたらす舶載染織の影響も、当然あり得る。これに関しても、稍不明確ながら、天和三(1683)年刊『堺鑑』下 土産の項には

撰糸絹 往古此浦へ唐船ノ入シ時織人ヲ乗来ヲ此地ニ留テ始テ絹ヲ織出セントカヤ其子孫不レ傳ト云共其エ今ニ至テ精好也<sup>48)</sup>

とあり、明治十一(1878)年刊『工芸志料』巻一 織工の項には、裱絹・紗・紋紗・金紋紗・錦・金襴・緞子・縞子・縮緬について

天正年間(1573—91)支那の織工、和泉の堺に來りて明様に織り、且つ法を堺の織工に伝う<sup>49)</sup>

と、技術の伝習が記されている。

そこで実用的一面を見ると、前掲『蔭涼軒日録』の文明十七(1485)年四月から文明十九(1487)年六月に至る二年余の記録より求められる織物名は、

紗・紋紗・唐紗・中紋唐紗・金襴・紗金襴・撚金・唐羅・唐錦・唐綾・縞子・小紋・小紋之段子・北絹・平絹・越布・黄絹・綉・南蛮絹<sup>50)</sup>

と種々列記される。

これらが舶載品か国産品かは不明なものも多いが、輸入品の買付けも活発で、『日渉記』の明応八(1499)年八月六日の条に、

或絲或綾羅、擇其好者買之……其物者悪而其價者高也、又日、不命界(堺)之者<sup>51)</sup>

とあり、永禄八(1565)年四月二十八日付のルイス・フロイス書翰には、

彼の港(平戸港)にいた堺の商人たちの大型船八艘乃至十艘と同盟して、その「船」から絹を買うことをもくろみ、その獲特を分けようという申し合わせをした<sup>52)</sup>

などとあることから、街には豊かな商品が溢れ大変な活気を呼んだであろう。『信長公記』巻十四、天正九(1581)年二月二十八日の馬揃に際する信長の装束についての記事は、

今度京都・奈良・堺にて珍敷唐織物御尋ねなされ……隣国より我劣らじと上品の唐錦・唐

繡物等其員を尽し<sup>53)</sup>

と、高級織物称賛の時勢がしのばれる。したがって、このような交易を描いた数々の南蛮屏風には、相方で反物の両端を持ち長く広げて商談する売買の光景（南蛮文化館、天理図書館、神戸市立博物館の各蔵品）、南蛮船上に広げられた反物（文化庁蔵品）、それを運ぶ異国人（南蛮文化館、天理図書館の各蔵品）、それを並べる湊の店先（南蛮文化館、神戸市立博物館の各蔵品）等が散見される。我国各地の貿易商にとっても、精彩かつ新鮮な異国織物は、興味深い主要取引品目であったことが窺われる景観である。

## 2 京都西陣機業

### 1) 形成

かつて京都の機業は、官機として、平安朝以来の織部司の技術が近在の大宮人に移り、室町初期「大舎人綾、大宮絹<sup>54)</sup>」を織り出す大舎人座として内匠寮に寄属していた。しかし、しだいに激化する戦乱の猛火に、織手たちは各地に離散した。殊に『応仁記』巻第二は、応仁元(1466)年五月二十七日付にて「大舎人等一字モ不レ残焼上ル<sup>55)</sup>」と、山名氏西陣の地、一条大宮猪熊合戦を伝えている。既述の『大乘院寺社雑事記』文明七(1475)年八月十四日の条に見る「京都没落人大舎人織手師」の一件はこれに通じる。<sup>56)</sup>戦火が漸く下火になる頃、焼土に復興の兆が現われると、堺に伝えられた明の技術を習得した大舎人たちの活躍は言うまでもない。一方、祇園社に属していた織手たちは練貫座を結成し、大舎人座に対抗した。正徳元(1711)年刊『山州名跡志』巻之十七によると、彼らは、乱後、東陣近くに新在家を開き白雲村と称したという、すなわち、

土人植<sup>ヤシナヒ</sup>桑<sup>カイコヲ</sup>育<sup>リ</sup>蠶<sup>リ</sup>作<sup>リ</sup>糸<sup>ヲ</sup>織<sup>リ</sup>絹<sup>ヲ</sup>為<sup>ス</sup>産業<sup>ト</sup>。其製<sup>スル</sup>絹<sup>メ</sup>賞<sup>メ</sup>清白<sup>ナルヲ</sup>。號<sup>ス</sup>白雲<sup>ト</sup>。<sup>57)</sup>

とある。花洛も赤土と化して後、座の秩序は混乱し、永正十(1513)年、大舎人方は、練貫方に製織の領域訴訟を起こし、論争の末、それぞれの独占権が調整された(大舎人方與練貫方相論之事)。<sup>58)</sup>その後『言継卿記』には、天文五

(1536)年二月十二日付に「織手井上方より錦之代取に來、先三十疋遣候、残十疋明日可遣之由申候<sup>59)</sup>」また同二十一(1552)年正月八日付に「大宮之織手小島子、云々<sup>60)</sup>」と織手の名が記され、さらに弘化二(1845)年記『西陣天狗筆記』に「天文(1532—55)の頃は<sup>61)</sup>大舎人座中三十一軒にてあり<sup>61)</sup>」と記された織手たちは、天文十七(1547)年六月十七日付にて「上様御被官人」同年七月二十八日付にて「御台様御被官人」を命ぜられた<sup>62)</sup>ばかりでなく、元龜二(1571)年には三十一人の内、井関・和久田・小島・中西・階取・久松の六人は「内蔵寮の織部司に蒙勅許、依之御寮織物司と是より号」<sup>63)</sup>と、公織に従事し、幕府の保護下に位置付けられた。

技術の拡充に関しては、『西陣天狗筆記』に弘治(1555—58)以来紋織物工夫にて織出す。是本朝に紋織物出来の始也<sup>64)</sup>

また、

穀織(こめおり)の夏の服は、天正(1573—92)以後予家にて始て織出したる云、羅穀と云より工夫して織出したりと云々<sup>65)</sup>

とあり、さらに鹿苑院主、有節端保の日記『日次記』の文禄三(1592)年三月六日の条に洛下町人錦欄一尺餘獻之。蓋始而織出云々<sup>66)</sup>などがあるが、これらに先行して、ルイス・フロイス書翰の永禄八(1565)年四月二十八日付には、

此等(京都)市街は緞子其他の織物を製造加工し<sup>67)</sup>

また天正元(1573)年五月二十七日付には、上の都は(尊師の知らるゝ通)日本全国の都にして甚だ富みたる人居住し、日本に於て用ひらるゝ絹物及び緞子は悉く此處にて製造し<sup>68)</sup>

と見られる。いずれにしても、総体的には

天正慶長(1573—1615)の頃より、日本にて紋織物始る<sup>69)</sup>

また、

慶長(1596—1615)の頃には、日本の紋織物下々までやうやうに取遣ふやうになりし<sup>70)</sup>

と『西陣天狗筆記』が記すように、京の街西陣

の機業は、その頃から漸次拡充していったのであろう。

## 2) 発展

秀吉時代に次いで、家康とイエズス会の間で立って通事を務めたジョアン・ロドリゲスは、『日本教会史』に徳川開幕後のようすとして絹物を潤沢に着用すること、またあらゆる種類の反物に新種が現われ、新たに取引が始まったこと……王国全土に多量の銀が出て、商品の取引が行われるにいたったこと<sup>71)</sup>

と記し、また京都の街のようすとして、目録によれば、都 Miyaco には、さまざまな絹の反物を織る五千以上の織機があり、そのほとんどすべてが一つの市区に集まっている<sup>72)</sup>と記している。そこで、生産に必要な絹糸に関しては、リンス・ホーテンが『東方案内記』に、マカウからヤパンへの商品は絹であり、そして帰りにはもっぱら銀を運んで来て、それではかれらは大きな利得を占める<sup>73)</sup>

ポルトガル人の貿易は、この絹でもっていとなまれているのであって、また絹こそがシナの主要な富源であり、周辺諸地域への重要な輸出品なのである<sup>74)</sup>

この国(ヤパン島)には幾つかの銀山があり、ポルトガル人が毎年その銀をシナへ運んでいってヤパン人の必要とする絹その他の品物と交換する<sup>75)</sup>

と記したような状態であったから、新生幕府は増大する一方の金銀の流出を抑制するために、慶長九(1604)年、糸割符制を開始した。それは、白糸の輸入枠を定め特定商人のみに委ねる貿易統制であり、表1はその推移を示す(1丸=50斤=30kg)。当初三ヶ所に定められた糸割符人に江戸・大坂の二ヶ所が加えられたのは、急速に繁況を呈したそれぞれの地の申し出によるものである。また、この制度は、明暦元(1655)年に一旦停止され、貞享二(1685)年に再興されたことが、『徳川禁令考』巻六十二 法制禁令之部 外国 海舶互定例 に記されている。すなわち、貞享元(1684)子年十二月二十八日付、

表1. 糸割符制絹糸輸入高の推移

(単位:丸)

制定年 糸割符人	慶長9 1604	寛永8 1631	寛永9 1632	寛永10 1633	元禄11 1698
京 都	100	100	100	100	100
堺	120	120	120	120	100
長 崎	100	100	100	100	150
江 戸	—	50	50	100	100
大 阪	—	(20)	30	50	50
(合計)	320	370	400	470	300

※ 続々群書類従および近代社会経済叢書所収『糸割符由緒書』より作成

※ 1丸=30kg

※ 寛永8 大阪の20丸は370丸の内より4ヶ所完了後余剰ある場合の配分

糸割符之事として、

糸割符者、慶長年中被仰付候、明暦年中割符取捨被仰付、諸色相對商売罷成候……貞享二年より如先年糸割符=被仰付候御書付<sup>76)</sup>

と確認される。糸割符制の制度は、糸割符衆より買付ける白糸の不足と価格騰貴という点で、織屋を当惑させた。よって、西陣の織手仲間は、これに際しても幕府の保護を受けたことが、『西陣天狗筆記』に記されている。それは

一萬治二戊(1659)年唐人共より御買上ヶ直段を以、唐糸御渡し相成候事。

一元禄二巳(1689)年長崎表商人共落札の直段にて、三分一御渡しに相成候事。

一延宝九(1681)年西、米四千石西陣織屋中頂戴。

一元禄九子(1696)年、米三千石同断。<sup>77)</sup>

と、買付値を貿易上の価格と同額とし、さらに援助米をも受けるというものであった。

このような状況下、堺・京都での舶載織物の国産化は一層進展した。『堺鑑』下 土産の項には、

元和年中(1615—24)ノ此唐人當津ニ渡テ銭屋松屋ト云兩人ノ者ニ金紗ノ織様ヲ相傳シテヨリ其兩家相続テ織出セリ<sup>78)</sup>

とあり、また菊岡沾涼の『本朝世事談綺』巻之



一 衣服門には、

天鵝絨 正保、慶安（1644—52）のころ、京師にて織はじむ。そのむかしは、是を織事をしらず。一とせ渡しける中に、針金の残りたるを見て、織事を得たり。鍼線はりがねを横に通し、織込みち充て後、剃刀やうのものにて上糸を切り、織入れたる鍼線をとる也。しかる時は切たる糸、鳥の毛のごとくになり、その光沢、天鵝の翼に似たるゆへに名とす。<sup>79)</sup>

とあって、さらに貞享三（1686）年刊『雍州府志』巻七 土産門下（服器部）には、

金襴唐織 近世西陣人倣中華之巧而金襴緞子縹子細綾絢紗紋紗類無不織之之又倣阿蘭陀製而天鵝絨羅紗及木綿織物悉織之一種有下稱唐織者上以五色絲織成花鳥或菱花等雜品之紋倣蜀紅錦者也故號唐織俗人之裝束猿樂之衣裳婦人之臥具等用之今所用之金襴以西陣野本氏為始唐織以俵屋為本<sup>80)</sup>

元禄三（1690）年刊『人倫訓蒙図彙』の機織の項には、

巻物凡唐土よりわたす処の紗綾純子其他毛織のたぐひにいたるまでであるなり。此職人西陣に住す<sup>81)</sup>

元禄八（1695）年刊、菱川師宜筆の『和国百女』機織の図の頭書には、

唐機にて紗綾縮緬緞子など日本にて織ること稀なりしが、近頃は堺京都などにていかなる物も織出す<sup>82)</sup>

元禄十（1697）年刊『日本国華万葉記』山城名所諸羽二重 巻一之上 金銀竹木土石の項に、

金襴唐織、結鹿子、打出鹿子<sup>83)</sup>

宝永五（1708）年刊『古今堪忍記』巻第六には、今都西陣にて、いかやうの唐絹をも、似せて織出さぬはなし、殊に天鵝絨とちりめんは、日本がよきに極りぬ、されば軒をならべける機殿屋に、めづらしき模様をはじめて織いだす<sup>84)</sup>

と、輸入統制による不自由が養蚕、製糸、機業に活気を呼び、元禄（1688—1704）に至って、堺に余映を残しながら、京西陣を中心として織

出される高級絹布に、時代を反映する豪華な染色加工が施された服飾の展開を見るのである。ここで、留意される点は、白糸輸入権を得た五都市のうち、鎖国時の通商港長崎は別としても、江戸・大坂は飽までも消費の都市であり、生産は旧来の機場を有する旧都、京・堺が中心であったという点である。

### 3 近世初期の染織界

御内府（信長）の御装束……御膚にめされ候御小袖、紅梅に白のだん、段々にきり唐草なり。其上に蜀江の錦の御小袖、御袖口にはよりきんを以てふくりんをめされ候……面々の衣装、下には過半紅梅・紅筋、上着は薄絵・唐繡物・金襴・唐綾・狂文の小袖（『信長公記』巻十四）<sup>85)</sup>

馬上の装束ハ五色の地に、四季の華鳥を、唐織うきおり立紋縫薄などにして、蜀紅の綾羅錦繡目もあやなり、吉野山の春けしき、龍田川の秋のよそほひ、目前に明らかなり（『太閤記』巻十一）<sup>86)</sup>

上記、前者は先にも引用した天正九（1581）年二月二十八日信長御馬揃にみる衣裳、後者は同十六（1588）年四月十四日秀吉の聚楽第行幸にみる衣裳を記したものである。武将が群雄割拠して権力抗争を繰返す時代、逸速く、独自の商業都市を構築した堺の街には、貿易船がもたらす異国の文物が満ち溢れていた。この地に誕生した新興文化が武将の目に留らない筈はなかった。信長も秀吉も堺に近づき、従来の支配者が常にそうであったように、とりわけ最高のものをそれぞれの掌中に求めた。

一方、服飾界を眺めると、天正から文禄（1573—96）にかけて、

小袖〔かந்தうのおりもの・縹子同段子・織筋・紅梅のねりぬき白〕、帷子〔唐布・北絹・紋紗・生絹・丸生絹〕（『諸大名出仕記』抜粋）<sup>87)</sup>

小袖〔紅梅・小紋・からおり・嶋おり物・くれなひすち・一ツませ・しゝら・はく・かた身かはり・かたすそ〕、帷子〔唐布・はく・すり・めゆひ〕(『貞順豹文書』抜粋)<sup>88)</sup>  
小袖〔はく・かうはひ・をりすち・あや・かたいろ・すりはく・ぬいはく・ぬめのたん・からをり・あや折すち〕(『駒井日記』抜粋)<sup>89)</sup>

と、折しも、上級服飾が装束から小袖に転換する時期を迎え、新たに現出した小袖の装飾加工の一端を上記に窺い知る。このような模様小袖着装の様相は、武家階級や有力町人あるいは賑いを見せた市中を弥勒の世とばかり謳歌する人々の姿として、洛中洛外図や種々の遊楽図等、初期風俗画の示す通りである。

このようにして近世がスタートするならば、近世初期風俗がこれらの延長に在るのは当然のことで、三浦浄心(永禄八生)の『慶長見聞集』巻之二は、新興の江戸の風俗でさえ、

(昔は)あだち絹、常陸紬、加賀絹、伊豆の八丈絹など、大名衆其外にも有徳なる人達着給ひぬ、あやどんす、ねりはぶたへなどの京染きたるをみては、此人は京気のものきたりと云て、ほめうらやみしなり、きんらんにしきなどは、古き宮寺のおさめ物を、袋に縫て入置るを、祭りの時かんざぎ持出るを、目には見れども、身にふれがたし……今は天下治り御代ゆたかにして、貴賤男女ともに、むかし見も聞もせぬ結構成唐織を着給ふ……今の世に見る美々敷事どもをば、我等若き比の人達は夢にもしらず<sup>90)</sup>

と記している。当初、江戸幕府は、可能な限りの奢侈を尽して華美に走る大名たちを統制し、財政確保のために農民を抑圧することによって、例えば、模様小袖を飾る金銀箔は金糸縫に替り、また、高級織物は未だ一般に流布することなく、歳月が流れたが、その陰に富を蓄積した町人の生活振りが表面化するのが寛文(1661-73)以後の風俗であったであろう。すなわち、華美禁令の町触れも表向きのもので、加えて、友禅や描絵、型鹿子(太夫鹿子)など

新たな装飾加工が考案され、流行し、豪快かつ自由闊達な表現が展開された。<sup>91)</sup>その勢いは、戦国の世の憂慮を脱した時、豪商が権力者に接近した織豊時代の再現ではなく、影響力はそれ以上に一般町人に向けて浸透しはじめ、次代、町人文化全盛期を迎えるのであった。

#### IV 結 語

堺および西陣に関するそれぞれの論述は、往々公刊されている。が、本稿は、それらを一連の事項として包括的に扱い、そこに近世初期染織の成因の一端を見出すことを意図したものである。

その結果、上述の過程は、本来は戦乱期そして戦乱直後という困窮な時代であるにもかかわらず、堺の海外交易および染織の伝授と京都機業への影響、戦乱終焉と武将の町衆文化への吸収という点に於て、時勢の偶然が諸々に好都合を生み、それが次代を特色づける要因となったことを示すものと解される。これは、統一政権による権力支配が希薄化した時代、堺および京都の商職人が、この偶然を必然に替える程の生氣溢れる活躍を呈したことによるものであろう。したがって、この過程を前提として近世初期染織が存在することを呈言するわけである。しかし同目的のためには、さらに、南蛮船舶載染織品について、地方機業の発達について、また小袖の装飾加工について等の考察を、今後の課題としなければならないであろう。

本稿執筆にあたり、引用文献のほかに、諸先輩の論述を熟読させていただいた。別けても、II-1・2、III-1に関して、三浦周行他編纂『堺市史』(註2)参照)、III-1・2に関して、佐々木信三郎著『西陣史』(芸艸堂 1932刊)は、概要を把握する上で有意義であった。これらの学恩に敬意を表し、深謝する次第である。

#### 註

- 1) 日本名著全集刊行会編輯発行 日本名著全集 第一期出版江戸文藝之部 第一巻 西鶴名作集下所収 1929 p.179, 180

- 2) 『堺市史』第一巻 本篇第一 第二編黎明期に詳述される。塩湯浴とは海水温浴をいう。南北戦時の応安六(1373)年、東大寺は造営費として目録すなわち堺港泊船より関津料を徴収し寄附を求めた。(三浦周行他編纂 清文堂 1930刊 複製版1966 p. 155—297)
- 3) 梶保己一編 群書類従 第拾参輯 合戦部所収 経済雑誌社 1894 p. 343
- 4) 田中健夫著『倭寇と勘合貿易』に詳述される。(日本歴史新書増補版所収 至文堂 1966 p. 96, 97)
- 5) 辻善之助編 大乘院寺社雑事記 十一 角川書店 1964 p. 38
- 6) 辻善之助編 鹿苑日録 第一巻所収 統群書類従 完成会 1961 p. 126
- 7) 前掲6) 同書 p. 127
- 8) 辻善之助編 大東院寺社雑事記 六 角川書店 1964 p. 516
- 9) 辻善之助編 大乘院寺社雑事記 八 角川書店 1964 p. 128
- 10) 辻善之助編 大乘院寺社雑事記 四 角川書店 1964 p. 72
- 11) 東京大学史料編纂所編 大日本古記録所収 岩波書店 1953 p. 209
- 12) 玉村竹二・勝野隆信校訂編集 蔭涼軒日録 卷四 史籍刊行会 1954 p. 1710
- 13) 前掲(1)同書 p. 24
- 14) 前掲11) 同書 p. 91
- 15) 前掲3) 同書所収 p. 610
- 16) 前掲11) 同書 p. 101
- 17) 村上直次郎訳 渡辺世祐註 異国叢書所収 耶蘇会士日本通信 上巻 雄松堂書店 1966 p. 26
- 18) 前掲17) 同書 p. 53
- 19) 前掲17) 同書 p. 55, 56
- 20) 柳谷武夫訳 東洋文庫35 日本史 2 平凡社 1978 p. 123
- 21) 前掲20) 同書 p. 125
- 22) 前掲20) 同書 p. 131
- 23) 前掲17) 同書 p. 98
- 24) 前掲17) 同書 p. 99
- 25) 前掲17) 同書 p. 317
- 26) 柳谷武夫訳 東洋文庫65 日本史 3 平凡社 1978 p. 56
- 27) 村上直次郎訳 渡辺世祐註 異国叢書所収 耶蘇会士日本通信 下巻 雄松堂書店 1966 p. 206
- 28) 村上直次郎訳 柳谷武夫編輯 新異国叢書 3 イエズス会日本年報 上 雄松堂書店 1969 p. 109
- 29) 下中邦彦編 世界大百科事典 2 平凡社 1970 p. 512—515
- 30) 土井忠生他訳注 大航海時代叢書IX 日本教会史上 岩波書店 1967 p. 222
- 31) 前掲13) 本文参照、また『蔗軒日録』文明十八年二月二十九日の条に「池永新亭之扁額」を墨筆したことが知られる。(前掲12) 同書 p. 145)
- 32) 前掲26) 同書 p. 56
- 33) 前掲3) 同書所収 p. 640
- 34) 奥野高広・岩沢愿彦校注 角川文庫2541 角川書店 1969 p. 88
- 35) 前掲34) 同書 p. 104
- 36) 前掲34) 同書 p. 202
- 37) 前掲34) 同書 p. 207
- 38) 村上直次郎・柳谷武夫編輯 新異国叢書 4 イエズス会日本年報 下 雄松堂書店 1969 p. 111
- 39) 天正八年八月二日の記事にみる。(前掲34) 同書 p. 327, 328)
- 40) 1586(天正十四)年10月17日付の書翰にみる。(前掲38) 同書 p. 145)
- 41) 近藤瓶城編輯 改定史籍集覧 第六冊 通記類所収 近藤活版所 1900 p. 395
- 42) 京都糸割符伊藤権左衛門筆『糸割符由緒書』(寛政十二年改)にみる。(国書刊行会編纂 続々群書類従第十六所収 統群書類従完成会 1978 p. 251), 京都児島定七蔵写本『糸割符由緒書』に同文をみる。(本庄栄治郎他編 近代社会経済叢書 第八巻所収 改造社 1922 p. 114)
- 43) 『明德記』下にみる。(前掲3) 同書所収 p. 269)
- 44) 前者は、豊田武著『堺——商人の進出と都市の自由——などにみるが、出典は明記されていない。(日本歴史新書増補版所収 至文堂 1966 p. 15) 後者は、黒川真頼著『工芸志料』(明治十一年刊)にみる。(前田泰次校注 東洋文庫254 増訂工芸志料 平凡社 1874 p. 10)
- 45) 早稲田大学編集部編 通俗日本全史 第十三巻 早稲田大学出版部 1913 p. 314
- 46) 前掲8) 同書 p. 151
- 47) 統群書類従完成会編刊 史料集覧 第一期山科家禮記 第四 1972 p. 67
- 48) 国書刊行会編纂 続々群書類従 第八所収 統群

- 書類従完成会 1978 p. 667
- 49) 黒川真頼著 前田泰次校注 東洋文庫254 増訂工芸志料 平凡社 1974 p. 11, 16, 27, 28, 46, 47, 48, 50
- 50) 玉村竹二・勝野隆信校訂編集 蔭涼軒日録 卷二 史籍刊行会 1954 p. 699—1008
- 51) 前掲6) 同書 p. 127, 128
- 52) 前掲26) 同書 p. 137
- 53) 前掲34) 同書 p. 343, 344
- 54) 統群書類従完成会編刊 統群書類従 第拾参輯下 消息部所収 1933 p. 1132
- 55) 前掲3) 同書 p. 370
- 56) 前掲46) 本文参照
- 57) 井出時秀編纂 増補京都叢書 第二十卷所収 増補京都叢書刊行会 1935 p. 549, 550
- 58) 山岡景命纂輯『西陣織物沿革提要』(明治二十四年刊)に西陣織物業者小谷久二郎蔵原文を所載(本庄栄治郎編 経済史研究会叢書 第6冊 西陣史料所収 1972 p. 90, 91)
- 59) 早川純三郎編輯 言継卿記 第一 国書刊行会 1914 p. 361
- 60) 早川純三郎編輯 言継卿記 第二 国書刊行会 1914 p. 437
- 61) 本庄栄治郎編 経済史研究会叢書 第6冊西陣史料に抄録所収 1972 p. 53, 61
- 62) 前掲61) 同書 p. 92
- 63) 前掲61) 同書 p. 79, 80, 81
- 64) 前掲61) 同書 p. 79
- 65) 前掲61) 同書 p. 84
- 66) 辻善之助編 鹿苑日録 第三卷所収 統群書類従完成会 1961 p. 55
- 67) 前掲17) 同書 p. 237
- 68) 前掲27) 同書 p. 274
- 69) 前掲61) 同書 p. 61
- 70) 前掲61) 同書 p. 53
- 71) 前掲30) 同書 p. 315
- 72) 前掲30) 同書 p. 386
- 73) 岩生成一他訳注 大航海時代叢書VIII所収 岩波書店 1968 p. 243, 244
- 74) 前掲73) 同書 p. 245
- 75) 前掲73) 同書 p. 250
- 76) 石井良助編 徳川禁令考VI所収 4111 創文社 1968 p. 413
- 77) 前掲61) 同書 p. 65
- 78) 前掲48) 同書 p. 667
- 79) 日本隨筆大成編輯部編 日本隨筆大成 第二期 第十二卷 吉川弘文館 1964 p. 433
- 80) 前掲48) 同書所収 p. 206
- 81) 田中ちた子・田中初夫編 家政学文献集成統編 江戸期X I所収 渡辺書店 1979 p. 249
- 82) 黒川真道編 日本風俗図絵 第一輯所収 日本風俗図絵刊行会 1924
- 83) 古板地志叢書刊行会 古板地志叢書1 すみや書房 1969 p. 74
- 84) 国書刊行会編 徳川文藝類聚 第二所収 国書刊行会 1970 p. 485
- 85) 前掲34) 同書 p. 343, 344, 345
- 86) 前掲41) 同書 p. 239
- 87) 塙保己一編 統群書類従 第貳拾四輯下 武家部所収 統群書類従完成会 1932 p. 307, 308, 309
- 88) 前掲87) 同書所収 p. 30—34
- 89) 近藤瓶城編 改定史籍集覧 第二十五冊 新加別記所収 近藤活版所 1902 p. 528, 529, 540
- 90) 江戸叢書刊行会編纂 江戸叢書 卷の貳所収 日本図書センター 1980 p. 80, 81
- 91) 拙稿『江戸時代前期の染織』参照(服装文化協会編 服装文化 No. 161 文化出版局 1979)